

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年2月28日

【会社名】 株式会社マイスターエンジニアリング

【英訳名】 MYSTAR ENGINEERING CORP.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 平野 大介

【本店の所在の場所】 東京都港区芝四丁目1番23号

【電話番号】 03(6756)0311(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部門長 深瀬 一郎

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝四丁目1番23号

【電話番号】 03(6756)0311(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部門長 深瀬 一郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2020年2月27日開催の当社臨時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2020年2月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式（以下「当社株式」という。）について、以下の内容の株式の併合（以下「本株式併合」という。）を実施するものであります。

併合の割合

当社株式について、1,558,400株を1株に併合いたします。

本株式併合の効力発生日

2020年3月30日

効力発生日における発行可能株式総数

20株

第2号議案 定款一部変更の件

本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は20株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元の株式数）及び第9条（単元未満株主の権利）の全文を削除し、その他単元未満株式に関する規定を削除又は変更するとともに、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

なお、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力発生日である2020年3月30日に効力が発生するものとします。

第3号議案 資本金の額の減少の件

当社株式が上場廃止となることを前提に機関設計を簡素化するとともに、当社の業容及び損益状態の現状を踏まえ、適切な税制の適用を通じて財務内容の健全性を維持し、また、今後の資本政策の機動性及び弾力性を図ることを目的として、資本金の額981,662,000円のうち881,662,000円を減少して、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を100,000,000円とするものであります。

なお、当該資本金の額の減少は2020年3月31日に効力が発生するものとします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 株式併合の件	70,104	134	0	(注)	可決 99.80
第2号議案 定款一部変更の件	70,099	139	0		可決 99.79
第3号議案 資本金の額の減少の 件	70,100	138	0		可決 99.80

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上